

お知らせ

掲載日 2018/09/03

掲載者 事務局

件名 平成30年度後期半年利用登録について 🏢

平成30年度後期半年利用登録をされる方は次の通り手続きをお願いいたします。

1. 登録料 10,000円

2. 登録期間 平成30年10月1日(月)～平成31年3月31日(日)

3. 手続期間 平成30年9月10日(月)～平成30年9月29日(土)

※ 手続期間終了後の申込については登録期間内において随時受け付けますが、登録料ならびに登録期間は変更できませんので、ご了承ください。

4. 手続窓口

学修サポートセンター事務局

月曜～金曜 9:30～17:00 土曜 9:30～12:00 日曜・祝日 休業

<事務局窓口時間内の手続きが難しい場合>

窓口時間内に来られないために半年利用登録の手続きができない方には個別対応しますので、電話またはメールにより事前にご連絡ください。

電話 048-658-8101

メール ols-sc@satoegakuen.ac.jp(希望日時を複数件お書きください)

5. 手続方法

所定の申込書に記入の上、登録料を添えてご提出ください。

6. その他

更新をしない方(平成30年度前期で利用を終了する方)は、9月30日までにロッカー内の荷物をお持ち帰りの上、利用許可証を事務局へご返却ください。

印刷

平成 30 年 9 月 3 日

平成 30 年度 学修サポートセンターについて

1. 利用登録方法・登録料等について

「学修サポートセンター利用登録案内」をご参照ください。

2. 担当教員

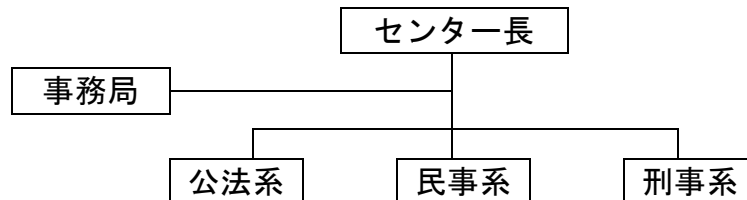
センター長 柏木俊彦

指導担当教員 [公法系] 近藤 卓史 ※総括

[民事系] 竹内 淳、田中 宏、土田 亮

[刑事系] 丸山 輝久、上田 正和

3. 組 織



4. 実施概要

(1) 司法試験論文式問題解説講義 (8月～9月)

(2) 起案演習

① 秋の起案演習会 (10月～12月)

② 総合起案演習会 (2～3月)

(3) 司法試験合格者体験談発表会

※ その他、利用登録者からの要望に応じて随時開催します。

5. 連絡方法

(1) TKC 修了生サポートシステム <https://sp.lawlibrary.jp/lgs/index.html> に次の事項を掲載します。

▼講義実施告知[*] ▼講義資料 ▼講義録音データ

▼教員メールアドレス[*] ▼センター施設利用に係る諸連絡[*]

システムの利用に際しては、株式会社 TKC との契約が必要です。

上記 * 印の事項については、無料契約で閲覧可能なお知らせ欄に掲載します。

(2) 上記以外の各種お知らせ

佐藤栄学園ウェブサイト <http://www.satoegakuen.ac.jp/>

→「学修サポートセンター」に掲載します。

以上

学修サポートセンター利用登録案内（平成30年度後期）

▼登録方法および登録料

所定の申込用紙にご記入の上、事務局に登録料を添えてお申し込みください。

申込受理後、事務局で利用許可証を発行いたします。

勉強会等の指導を当センターが認めた修了生については、下記とは別の手続きとなる場合があります。

[申込受付時間] 月曜～金曜 9:30～17:00 土曜 9:30～12:00 日曜祝日を除く

※ 年度末・年末年始等に受付時間を変更することがあります。佐藤栄学園ウェブサイト
<http://www.satoegakuen.ac.jp/> → 学修サポートセンターのページをご確認ください。

※ 登録に際しては、「学修サポートセンター規程」をご確認ください。

1日利用登録 登録料：200円

- ・ 1日利用登録の申込受付は当日の事務局窓口時間内となりますのでご注意ください。
- ・ 1日利用許可証は、当日の施設利用終了時刻までにご返却ください。利用時間に変更がある場合は、佐藤栄学園ウェブサイト <http://www.satoegakuen.ac.jp/> → 学修サポートセンターのページでお知らせします。
- ・ 1日利用許可証返却後の利用はできません。

半年利用登録 登録料：各期 10,000円（前期4月～9月/後期10月～3月）

- ・ 半年利用の新規登録時は、利用許可証の発行に数日かかることがあります。その間は事務局で1日利用許可証の貸与を受けてください。

登録別利用範囲（平成30年度後期）

	登録料	自習室					ゼミ室 兼 休憩室		講義・起案演習
		利用時間	キヤレル (自由席のみ)	資料閲覧・複写	パソコン・プリンタ	コピー機	ロッカー	利用時間 (授業・起案演習・会議 による利用不可日あり)	
1日登録	¥200	月～土 9:30～22:30 日・祝 利用不可	○	○	○	×	月～土 9:30～22:00 日・祝 利用不可	○	×
半年登録	¥10,000	月～土 9:30～22:30 日・祝 10:00～21:00	○	○	○	○	月～土 9:30～22:00 日・祝 10:00～21:00	○	○

▼登録に際しての留意事項

1. 改修工事の予定について

平成30年中に当センター施設の部分改修工事が予定されています。工事に伴う騒音や振動が見込まれる場合は、TKCシステムおよび自習室内の掲示板により、事前に日程をお知らせします。

2. 設置終了時期について

当センターの設置終了は、**平成31年9月末**となります。
 ただし、それ以前に利用者がいなくなった場合は、その時点で終了します。
 当センター終了後の証明書発行手続きは、佐藤栄学園本部で行います。

学校法人佐藤栄学園 大宮法科大学院大学修了生対象 学修サポートセンター
平成 30 年度後期 半年利用登録について

1. 登録料 10,000円
2. 登録期間 平成30年10月1日(月)～平成31年3月31日(日)
3. 手続期間 平成30年9月10日(月)～平成30年9月29日(土)
※ 手続期間終了後の申込については、登録期間内において随時受け付けますが、登録料ならびに登録期間は変更できません。
4. 手続窓口 学修サポートセンター事務局
月曜～金曜 9:30～17:00 土曜 9:30～12:00
休業日：日曜・祝日・年度末・夏季・年末年始
※ 受付時間の変更については佐藤栄学園ウェブサイト <http://www.satoegakuen.ac.jp/>より学修サポートセンターのページをご確認ください。
※ 窓口時間内に来られないために半年利用登録の手続きができない方には個別に対応します。事前にご連絡ください。TEL048-658-8101/メールols-sc@satoegakuen.ac.jp
5. 手続方法 下記にご記入の上、登録料を添えてご提出ください。
6. その他 申込受理後、利用許可証を発行します。
利用を中止する場合は、利用許可証をご返却ください。

学修サポートセンター半年利用登録料領収書 (登録期間 平成30年10月1日～平成31年3月31日)

様

登録料 10,000円

平成 年 月 日

学校法人 佐藤栄学園

学修サポートセンター半年利用登録申込書 (登録期間 平成30年10月1日～平成31年3月31日)

登録料 10,000円

ロッカーについてご記入ください

利用中の方 → 継続希望 不要

利用していない方 → 新規希望 不要

平成 年 月 日

氏名： 学籍番号：

▼以下は、新規登録の方は必ずご記入ください。更新の方は変更事項のみご記入ください。

メールアドレス：

電話番号：

住所：

学修サポートセンター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学修サポートセンター(以下「センター」とする)の運営において必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、大宮法科大学院大学の修了生に対する司法試験受験指導を行うことを目的とする。

(センター長)

第3条 センターには、センター長および民事系・公法系・刑事系の各分野についてそれぞれ1名の指導担当教員、ならびに事務局職員を置く。

2 センター長は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

(センター会議)

第4条 センターには、次の事項を審議するため、センター会議を置く。

- (1) センターの運営方針に関する事項
- (2) センターが実施する司法試験受験指導に関する事項
- (3) センターに関する規定の制定および改廃に関する事項

2 センター会議は、センター長および指導担当教員をもって組織する。

3 センター会議は、センター長が招集し、議長を務める。

(設置期間)

第5条 センターの設置期間は、平成27年10月1日からの5年以内とし、大宮法科大学院大学修了生の司法試験受験可能者数等の状況を考慮して、センター会議において審議の上、決定する。

(利用資格)

第6条 センターの利用ができる者は、大宮法科大学院大学の修了生とする。

(利用登録申請手続)

第7条 センターの利用を希望する者は、次に掲げるいずれかの登録区分に従って、別に定める期限までに所定の用紙により利用登録申請をするものとする。

- (1) 1日利用登録
- (2) 半年利用登録

(利用登録期間)

第8条 センターの利用登録期間は、半年を単位とし、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(登録料)

第9条 センターの利用登録を申請する者は、所定の期日までに登録料を納付しなければならない。

2 登録料は別表のとおりとし、毎年3月に見直しを行う。

(利用範囲)

第 10 条 1 日利用登録をした者には、次の項目の利用を認める。

- (1) 所定資料の閲覧および複写
- (2) 所定備品の使用

2 半年利用登録をした者には、次の項目の利用を認める。

- (1) 所定資料の閲覧および複写
- (2) 所定備品の使用
- (3) センターが実施する講義の受講
- (4) センター指導担当教員による個別指導

(利用の停止)

第 11 条 センター長は、本規程に違反した者、他の利用者の迷惑となる行為をした者、その他センターの秩序に支障が生ずるおそれのある行為をした者に対し、センターの利用を停止することができる。

附 則 この規程は、平成 27 年 10 月 1 日より施行する。

別表

登録種別	登録料
1 日利用登録	200 円
半年利用登録	前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで 後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで 各期 10,000 円